

(政治団体設立届別紙の例)

公職太郎後援会規約

第1条 (名称・所在地)

本会は、公職太郎後援会と称し、主たる事務所を金沢市におく。

第2条 (目的)

本会は、公職太郎氏の政治活動を支持、支援することにより国政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |

第6条 (役員を選出及び任期)

役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (会議)

会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会及び役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費（年額5,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和元年10月22日から実施する。

(政治団体設立届別紙の例)

明るい選挙の会会則

第1条 (名称・所在地)

本会は、明るい選挙の会と称し、主たる事務所を金沢市におく。

第2条 (目的)

本会は、政治の浄化、政治倫理の確立を目指して明るい選挙の実現に係るあらゆる政治活動を行い、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |

第6条 (役員を選出及び任期)

役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (会議)

会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会及び役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費（年額5,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和元年10月22日から実施する。

(政治団体の支部設立届別紙の例)

明るい選挙の会石川県支部綱領

第1条 (名称・所在地)

本会は、明るい選挙の会の支部で明るい選挙の会石川県支部と称し、主たる事務所を金沢市におく。

第2条 (目的)

本会は、政治の浄化、政治倫理の確立を目指して明るい選挙の実現に係るあらゆる政治活動を本部とともにやり、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 本部及び関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	2名
幹 事	若干名	会計責任者	1名
監 事	2名		

第6条 (役員を選出及び任期)

役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (会議)

会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会及び役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費(年額5,000円)、寄附金、本部からの交付金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会及び本部に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会における決定及び本部の承認により行う。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、本部と協議の上、役員会において決定する。

附 則

本規約は、令和元年10月22日から実施する。